

伊豆パノラマパーク 施設利用約款

第1条（目的）

当約款は、大日株式会社（以下、「当社」という）が管理する 伊豆パノラマパーク（以下、「当施設」という）管理区域内における施設利用者の安全確保と施設の維持向上を目的としています。当約款に定めのない事項および関係法令の定めに基づく他、関係法令に定めがない事項については社会通念上の判断に準じます。

第2条（告知）

当施設では、利用者の安全を守るために最善の努力をしておりますが、利用者の皆様には次に例示するような施設特有の危険がある事を理解し、これらの危険を自分の注意により避けるようにしてください。

- ①降雨・濃霧・雷など天候に伴う危険
 - ②崖・急斜面・溝・沢など地形に伴う危険
 - ③遊具、アトラクション等の利用にともなう危険
 - ④落石・倒木に伴う危険
 - ⑤熊・イノシシ・野鳥・蛇・ハチ・アブ・ダニ・アリ・ムカデなど危険な生物
 - ⑥転倒に伴う危険
 - ⑦疲労・飲酒・薬物・体調不良などによる危険
 - ⑧その他、これらに類する危険
- 2 当施設内のロープ・ネット等は危険箇所の存在を示す物であり、安全を保証する物ではありません。
 - 3 第3条および第4条に従っていただけない方は、当施設の利用をお断りいたします。また、すでにご利用の場合でも、第3条および第4条に違反する行為が行われ、または、行われるおそれがあると認められる場合は、利用中止、乗車券・施設利用券の返却、退場をしていただく場合があります。この場合利用料金等の返金はいたしません。
 - 4 管理区域外、立入禁止区域を示す表示は最小限の規制表示となっておりますので、施設マップ等をよくご確認ください。

第3条（禁止事項）

- 当施設利用に関して次の事を禁止いたします。
- ①閉鎖されたエリアや立入禁止区域へ進入すること
 - ②植物の採取・踏みつけ、また土砂の採取・土地の掘削をすること
 - ③銃砲刀剣類、発火又は爆発の恐れがあるもの、著しく悪臭を放つもの、騒音を発するものその他当施設内またはその周辺において人体、土地、建造物、器物または環境に対し危険を及ぼすおそれがあるもの、法令等で禁止されたものの他、当社の判断で禁止するものを持ち込むこと
 - ④施設・ロープ・ネット・掲示物・標識などを故意に傷つけ、破損させ、または、許可なく移動若しくは除去すること
 - ⑤施設の運営やリフト等索道の運行を妨げること
 - ⑥許可なく営業行為を行うこと
 - ⑦野営（テント設置等）をすること
 - ⑧施設内にて火気を使用すること。ただし、喫煙については第2項の定めるところによります。
 - ⑨無許可でラジコンカー・ラジコンヘリ（飛行機）・ドローン等を使用すること
 - ⑩撮影禁止区域での撮影および他のお客様のご迷惑につながる撮影
 - ⑪他の利用者や自分自身の安全を脅かすこと
 - ⑫ゴミの投棄
 - ⑬他の利用者に著しい迷惑を及ぼす言動をすること
 - ⑭当社又は当施設の従業員に対し、暴力的要求行為を行い、または、合理的な範囲を超える負担を求めること
 - ⑮法令等で禁止されていること
- 2 喫煙（電子タバコ、加熱式タバコを含む）は、当社が定める所定の場所に限り認めます。喫煙時には火気に注意し、吸殻やマッチは必ず火を完全に消して灰皿に入れてください。

第4条（行動規則）

- 当施設では、次の行動規則を守ってご利用をお願いします。
- ①他人を傷つけたり、他人の安全を脅かさないこと。
 - ②地形・天候・技能・体調・混雑等の状況に合わせ施設や遊具などを利用し、いつでも危険を避けられるようにすること。
 - ③掲示・標識・場内放送などの注意を守るとともに、係員の指示には従うこと。
 - ④事故・遭難等に遭遇したときは救助活動と通報に協力し、当事者・目撃者を問わず氏名、住所および電話番号を明らかにすること。この場合、当社は、当該氏名等の情報を当該事故に対する対応に必要な限度で、自ら利用し、または関係する官公署、医療機関などに提供します。
 - ⑤当施設では、当社の許可した遊具以外を持ち込み、使用することはできません。

第5条（利用者の責任）

- 当社は、第2条1項の告知、第3条で定める禁止事項または第4条で定める行動規則に違反したことにより発生した事故に対し責任を負いません。また、これらの違反行為により当社に損害または賠償費用が発生した場合、当社は、その事故を発生させた利用者に対してこの損害の賠償または発生した費用を請求し、当該利用者は、これを支払います。
- 2 本約款等に違反し、当施設管理区域の外に当施設利用者またはその知人等から当社に遭難救助の要請があった場合、当社は、単独または関係官公庁等と協力し救助活動を行います。この場合、救助活動終了後、搜索、救助に要した人件費、機器費用、索道運行費用、照明電気費用、その他発生した費用の一切を当該施設利用者に請求し、当該利用者は、これを支払います。
 - 3 当社は、利用者が携帯した物を当社の設置する有料鍵付き収納に収納した場合を除き、当施設内ならびに駐車場における盗難等に対し責任を負いません。また、有料鍵付き収納の鍵を紛失・破損した場合、当該利用者は鍵の交換費用として金 2,000 円を請求し、当該利用者はこれを支払います。

- 4 撮影画像の公開について、撮影を許可していない人が映り込んでいる画像や動画の公開によるトラブルに関し、当社は一切の責任を負いません。
- 5 索道施設については、当社が定める「索道事業運送約款」に従いご利用ください。
- 6 有料遊戯施設については、当社が定める「利用規則」に従いご利用ください。

第6条（不可抗力等）

- 天災、感染症の拡大その他の不可抗力に基づく事由による場合、施設利用者の安全が確保できないおそれがある場合、または、権限を有する行政機関による協力要請、行政指導、指示または行政処分がなされた場合には、施設およびリフトの一部または全部の営業を休止することがあります。
- 2 風、雨、雪、霧などにより安全確保のため施設営業および索道の運転を中止した場合は、利用料金等の返金は致しません。

第7条（感染症防止対策）

- 当施設では、明らかに感染症に罹患していると認められる方の利用をお断りいたします。
- 2 当施設では、感染症の拡大の状況に応じ、入場前の検温及び手指の消毒、ならびに当施設への入場、出場の際および施設内においてマスクの着用及び利用者間に一定の距離をとる等、感染防止のために必要な対策についてご協力をお願いすることがあります。
 - 3 前項に基づき当施設が実施する感染防止対策にご協力いただけない場合、利用をお断りいたします。また、すでにご利用の場合でも、利用中止、リフト券・施設利用券の返却、退場をしていただく場合があります。この場合、利用料金等の返金はいたしません。

第8条（その他）

- 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成4年3月1日施行）による指定暴力団および指定暴力団員ならびに反社会団体および反社会団体員等（暴力団および過激行動団体等ならびにその構成員）は、当施設を利用できません。暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき及び法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるものについても、同様とします。
- 2 当施設の利用者の中に前項に該当する者がいると判明した場合には、直ちに当施設の利用をお断りし、施設外へ退去していただきます。当施設の指示に従っていただけない場合は、警察等関係機関に通報いたします。

第9条（利用約款の変更）

- 当社は以下の場合、当社の判断により、利用約款を変更することができます。
- ①利用約款の変更が、施設利用者の一般の利益に適合するとき。
 - ②利用約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
- 2 当社は前項による利用約款の変更にあたり、変更後の利用約款の効力発生日の1か月前までに、利用約款を変更する旨および変更後の利用約款の内容とその効力発生日を当社ウェブサイトに掲示し、通知します。
 - 3 本条による変更後の利用約款の効力発生日以降に施設利用者が当施設を利用したときは、利用約款の変更に同意したものとみなします。

（附則）

制定・施行 2021年8月23日

WEBサイトでもご覧いただけます

